

臨時的任用職員の勤務条件について（栄養職員）

任用期間 勤務場所	採用時に交付する人事通知書に記載。地方公務員法第22条により任用期間の延長の場合あり。
身分・服務	地方公務員法第3条第2項の規定による一般職の職員とする。また、市町村公立学校栄養職員の身分を有するものとし、服務は市町村教育委員会が監督する。
業務内容	学校長が定める。
勤務時間	原則週5日（38時間45分）とする。始業時間、終業時間及び休憩時間は市町村教育委員会が定める。
休日	日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日。
休暇	年次休暇等について、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に定めるところによる。
給与等の支給	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与 178,585円（本俸＋地域手当：短大卒業後、直ちに採用された場合の月額。学歴や経験年数に応じた加算あり。日割計算あり。平成31年4月現在。）</li> <li>2 支払方法 口座振替払い等</li> <li>3 締切日 毎月末</li> <li>4 支払日 毎月16日（当該日が休日等の場合には、その日の直後の休日等でない日）</li> <li>5 諸手当 それぞれの支給要件に応じて、期末・勤勉手当、通勤手当等の各種手当を支給。</li> </ol>
退職・解職	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 任用を必要とする事由が消滅した場合は退職となる。</li> <li>2 地方公務員法第29条の各号の一に該当した場合は、免職となることがある。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 任用期間が2か月を超える職員については社会保険に加入</li> <li>2 任用期間が6か月未満である職員については雇用保険に加入</li> <li>3 地方公務員法第29条の2により、分限処分等について適用除外あり。</li> </ol>
以上に記載のない事項については、条例等に定めるところによる。	